

## 京都市細街路対策事業補助金交付要綱

### 目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 緊急避難経路整備事業（第4条～第20条）

第3章 袋路等始端部における耐震・防火改修事業（第21条～第35条）

第4章 袋路等始端部整備事業（第36条～第51条）

第5章 削除

第6章 雜則（第66条～第69条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、本市に存する細街路の防災性の向上を目的に行う、細街路対策事業の実施に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、建築基準法（以下「法」という。）、建築基準法施行令及び京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 道路 法第42条に規定する道をいう。
- (2) 通路 細街路のうち、道路に該当しない道をいう。
- (3) 袋路 細街路のうち、その一端のみが他の道路又は通路に接続する道をいう。
- (4) 袋路等 袋路又は次の各号にいずれかに該当する細街路をいう。
  - ア 幅員が1.5メートル未満のもの
  - イ 延長が70メートルを超えるもの
  - ウ 片端又は両端が建築物に覆われているもの
- (5) 緊急避難経路 袋路等において、災害時に始端部以外に避難することができるようするための通路、空地又は扉等をいう。
- (6) 袋路等始端部 道路と袋路等が交わる部分をいう。
- (7) 袋路等始端部敷地 法第43条第1項の規定に適合し、道路と袋路等が接続する角にある敷地をいう。
- (8) トンネル部分 袋路等の建築物に覆われた部分をいう。
- (9) 耐震診断 次の各号に掲げる方法のいずれかによって、地震に対する木造住宅の安全性を評価することをいう。
  - ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日国土交通

省告示第184号の別添をいう。以下「国指針」という。) の第1第1号及び第3号に基づく方法

イ 国指針の第1本文ただし書の規定に基づき国土交通大臣が認めた木造住宅の耐震診断の方法

ウ 京都市都市計画局が直近で発行している「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針」に基づく限界耐力計算による耐震診断の方法

(10) 耐震改修 地震に対する木造住宅の安全性の向上を目的として、木造住宅を増築、改築、修繕、模様替え又は一部の除却をすることをいう。

(11) 後退用地 袋路等始端部敷地のうち、袋路等と一体的に避難及び通行することができる土地の部分をいう。

#### (細街路対策事業)

第3条 細街路対策事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 緊急避難経路整備事業 袋路等における避難安全性の向上を目的として、緊急避難経路を設ける場合に、その費用を補助する事業をいう。

(2) 袋路等始端部における耐震・防火改修事業 袋路等における避難安全性の向上を目的として、袋路等始端部敷地におけるトンネル部分の耐震改修、除却及びこれらに併せて行う防火改修を行う場合に、その費用を補助する事業をいう。

(3) 袋路等始端部整備事業 袋路等における避難安全性の向上を目的として、後退用地の舗装や通路内の工作物等の撤去等を行う場合に、その費用を補助する事業をいう。

## 第2章 緊急避難経路整備事業

#### (補助対象土地等)

第4条 緊急避難経路整備事業の補助金の対象となる土地又は工作物等(以下この章において「補助対象土地等」という。)は、本市の区域内に存し、かつ、袋路等に接しているものであって、その位置が袋路等から道路又は道路に通じる通路若しくは空地に安全に通り抜けられるようするために有効であると認められるものとする。

#### (維持管理等の協定の締結)

第5条 補助対象土地等の所有者及び緊急避難経路に接続される袋路等の沿道にのみ接する敷地に存する建築物に居住する住民(以下「沿道住民」という。)は、次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するよう努めるものとする。

(1) 事業の目的

(2) 補助対象土地等の位置及び区域

(3) 緊急避難経路のうち補助対象土地等の維持管理に関する事項

#### (補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者(以下この章において「補助対象者」という。)は、補助対象土地等の所有者又は当該所有者の同意を得た者とする。

#### (補助対象工事)

第7条 補助金の交付の対象となる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）は、緊急避難経路を確保するための次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 緊急避難経路上に位置し、若しくは袋路等に面する建築物の除却、工作物の除却、改修若しくは移設又は植栽の撤去
- (2) 緊急避難経路の整地、舗装その他土地の整備
- (3) 緊急避難経路として設ける扉等、周囲の囲いその他工作物の設置

#### (整備等の要件)

第8条 緊急避難経路は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するよう整備し、適切に維持管理しなければならない。

- (1) 避難上支障がない幅員であること。
- (2) 避難上支障のある障害物がないこと。
- (3) 出入口の構造が、緊急時に容易に避難できる構造であること。

#### (補助対象費用)

第9条 補助金の交付の対象となる費用（以下この章において「補助対象費用」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

- 2 消費税法の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。
- 3 補助対象費用に消費税相当額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、当該補助対象工事に係る消費税仕入控除税額等の有無について、細街路対策事業に係る消費税仕入控除税額等報告書（第1号様式）により、条例第19条の規定による通知を受けた年の翌年の6月30日までに報告しなければならない。

#### (補助金の額)

第10条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象費用（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 300,000円

#### (交付の申請)

第11条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、条例第9条に基づき、細街路対策事業交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺2,500分の1程度））
- (2) 申請者が第6条の規定に適合する者であることを証する書類（交付申請前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (3) 補助対象土地等の周辺状況図（補助対象土地等の接道状況及び周辺状況が分かるもの。）

- (4) 補助対象土地等の整備計画図
  - (5) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
  - (6) 補助対象工事の着手前の状況を示す写真（補助対象土地等の全景及び部位ごとの写真）及び当該写真の撮影位置が分かる書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による細街路対策事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第4条から前条までの規定に適合していると判断したときは、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による細街路対策事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第4条から前条までの規定に適合していないと判断したときは、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 第2項の通知を受けた申請者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下この章において「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事（以下この章において「補助事業」という。）に着手することができる。

#### （緊急避難経路表示板の支給）

- 第12条 市長は、前条第2項の通知に際して緊急避難経路表示板（第3号様式）を認定申請者に支給するものとする。
- 2 認定申請者は、前項の規定により支給された緊急避難経路表示板を緊急避難経路の入口又はその付近に設置しなければならない。

#### （補助事業の履行期間）

- 第13条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6月を経過する日（当該日が交付決定通知日の属する年度の3月16日以後である場合は、当該年度の3月15日。以下この章において「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。

#### （補助事業の内容変更、休止等）

- 第14条 認定申請者は、補助対象工事の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、細街路対策事業交付決定等変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。
- (1) 第7条各号に掲げる補助対象工事及び第8条各号に掲げる整備等の要件に変更を生じない工事内容の変更
  - (2) 交付予定額に変更を生じない工事内容及び費用の変更
  - (3) その他市長が認めるもの
- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。
- 3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、細街路対策事業休止・廃止等報告書（第5号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第15条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに条例第18条第1項の規定による報告を市長に行わなければならない。

2 前項の報告は、細街路対策事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類（工事注文請書等）の写し
- (2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）
- (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (4) 補助事業の施工中の状況（隠蔽部のみ）及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類
- (5) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類
- (6) 第5条に掲げる協定を締結した場合は、協定書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付額の決定)

第16条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間に内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

#### (補助金の請求)

第17条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に細街路対策事業補助金請求書（第7号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

#### (概算払分の請求)

第18条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により、補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。

2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、細街路対策事業補助金概算払請求書（第8号様式）により補助金を請求するものとする。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、細街路対策事業補助金精算書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

#### (交付の決定の取消し)

第19条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 認定申請者が第14条第1項の規定による申請を怠ったとき
- (2) 緊急避難経路が第8条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

2 認定申請者から第14条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかつたものとみなす。

(報告)

第20条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事を施工する者に、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

### 第3章 袋路等始端部における耐震・防火改修事業

(補助対象建築物等)

第21条 袋路等始端部における耐震・防火改修事業の補助金の対象となるトンネル部分は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 本市の区域内に存し、かつ、第27条第1項の規定による交付申請の際に現に立ち並びのある袋路等始端部を覆うものであること。
- (2) 法における新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）の際現に存し、又は現に工事中であった木造建築物であること。
- (3) 第27条第1項に基づく交付申請前10年に、この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体から耐震改修その他の改修工事に係る補助を受けていない建築物であること。
- (4) 国、地方公共団体その他公的な機関が所有するものでないこと。

(補助対象者)

第22条 補助金の交付の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、トンネル部分の所有者又は当該所有者の同意を得た者とする。

(補助対象工事)

第23条 補助金の交付の対象となる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) トンネル部分の耐震改修及びこれらに併せて行う防火改修
- (2) トンネル部分の除却及びこれらに併せて行う防火改修

(整備の要件)

第24条 前条各号の工事におけるトンネル部分は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するもので、災害時において、通路として有効に避難できるよう整備するものとする。

- (1) 前条第1号の工事を行う場合は、構造部材の補強その他のトンネル部分の耐震性を高める工事を行うとともに、通路に面する外壁及び天井を次に掲げる基準のいずれにも適合するよう整備しなければならない。
  - ア 外壁を防火構造とすること
  - イ 天井を準防火性能に準ずる構造とすること。ただし、トンネル部分上部が壁によって小屋裏と防火上有効に遮られているものについては、この限りではない。
- (2) 前条第2号の工事を行う場合は、通路に面する外壁を防火構造とすること。

### (補助対象費用)

第25条 補助金の交付の対象となる費用（以下この章において「補助対象費用」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

- 2 消費税法の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。
- 3 補助対象費用に消費税相当額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、当該補助対象工事に係る消費税仕入控除税額等の有無について、細街路対策事業に係る消費税仕入控除税額等報告書（第1号様式）により、条例第19条の規定による通知を受けた年の翌年の6月30日までに報告しなければならない。

### (補助金の額)

第26条 補助金の交付額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第23条第1号の工事を行う場合は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。
  - ア 補助対象費用（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）  
イ 1,500,000円
- (2) 第23条第2号の工事を行う場合は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。
  - ア 補助対象費用（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）  
イ 800,000円（防火改修に係る工事を行わない場合にあっては500,000円）

### (交付の申請)

第27条 申請者は、補助対象工事の着手前に、条例第9条に基づき、細街路対策事業交付申請書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺2,500分の1程度））
  - (2) 申請者が第22条の規定に適合する者であることを証する書類（交付申請前3箇月以内に証明されたものに限る。）
  - (3) トンネル部分の周辺状況図（敷地の接道状況及び袋路等の立ち並びの状況が分かるもの。）及び現況図
  - (4) トンネル部分の耐震・防火改修計画図（第23条第2号の工事を行う場合は除却計画図）
  - (5) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
  - (6) 補助対象工事の着手前の状況を示す写真（トンネル部分の全景及び部位ごとの写真）及び当該写真の撮影位置が分かる書類
  - (7) トンネル部分が第21条第2号の規定に適合していることを証する書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による細街路対策事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第21条から前条までの規定に適合していると判断したときは、条

例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。

- 3 市長は、第1項の規定による細街路対策事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第21条から前条までの規定に適合していないと判断したときは、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 第2項の通知を受けた申請者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下この章において「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事（以下この章において「補助事業」という。）に着手することができる。

#### （補助事業の履行期間）

第28条 認定申請者は、交付決定通知日の属する年度の3月15日（以下この章において「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。

- 2 完了期限は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがない場合において、事由及び予算の執行状況を勘案し、やむを得ないと認められる場合は、前項の規定に関わらず当該年度の翌年度の9月30日を限度に延長することができる。

#### （補助事業の内容変更、休止等）

第29条 認定申請者は、補助対象工事の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、細街路対策事業交付決定等変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。

- (1) 第23条各号に掲げる補助対象工事及び第24条各号に掲げる整備の要件に変更を生じない工事内容の変更
  - (2) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更
  - (3) その他市長が認めるもの
- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。
  - 3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、細街路対策事業休止・廃止等報告書（第5号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### （実績報告）

第30条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに条例第18条第1項の規定による報告を市長に行わなければならない。

- 2 前項の報告は、細街路対策事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
  - (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類（工事注文請書等）の写し
  - (2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）
  - (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
  - (4) 補助事業の施工中の状況（隠蔽部のみ）及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真

の撮影位置が分かる書類

- (5) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

**(補助金の交付額の決定)**

第31条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間に内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

**(補助金の請求)**

第32条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に細街路対策事業補助金請求書（第7号様式）により補助金の請求を行わなければならぬ。

**(概算払分の請求)**

第33条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により、補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。  
2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、細街路対策事業補助金概算払請求書（第8号様式）により補助金を請求するものとする。  
3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、細街路対策事業補助金精算書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

**(交付の決定の取消し)**

第34条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。  
(1) 認定申請者が第29条第1項の規定による申請を怠ったとき  
(2) 市長が補助対象建築物について法の違反の是正を求める行政指導を行った場合において、当該補助対象建築物の所有者が当該指導に従わないとき  
(3) その他この要綱の規定に違反したとき。  
2 認定申請者から第29条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかつたものとみなす。

**(報告)**

第35条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事を施工する者に、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

**第4章 袋路等始端部整備事業**

**(補助対象土地等)**

第36条 袋路等始端部整備事業の補助金の対象となる土地又は工作物等（以下この章において

「補助対象土地等」という。)は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 本市の区域内に存し、かつ、第42条第1項による交付申請の際に現に立ち並びのある袋路等の袋路等始端部の近傍に存する土地又は工作物等であること。
- (2) 国、地方公共団体その他公的な機関が所有する土地でないこと。

#### (補助対象者)

第37条 補助金の交付の対象となる者(以下この章において「補助対象者」という。)は、補助対象土地等の所有者又は当該所有者の同意を得た者とする。

#### (補助対象工事)

第38条 補助金の交付の対象となる工事(以下この章において「補助対象工事」という。)は、補助対象土地等における袋路等の避難安全性の向上のために行う次の各号に掲げる工事とする。  
ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けて行う開発行為及び法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受ける道路の築造を除く。

- (1) 建築物の除却、改修又は移設
- (2) 工作物の除却、改修又は移設
- (3) 後退用地又は後退用地の周辺の袋路等の整地、舗装その他土地の整備又は植栽の撤去
- (4) 後退用地を整備することに伴う塀又は擁壁の築造

#### (整備等の要件)

第39条 補助対象土地等は、整備後、適切に維持管理されなければならない。

#### (補助対象費用)

第40条 補助金の交付の対象となる費用(以下この章において「補助対象費用」という。)は、補助対象工事に要する費用とする。

- 2 消費税法の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。
- 3 補助対象費用に消費税相当額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、当該補助対象工事に係る消費税仕入控除税額等の有無について、細街路対策事業に係る消費税仕入控除税額等報告書(第1号様式)により、条例第19条の規定による通知を受けた年の翌年の6月30日までに報告しなければならない。

#### (補助金の額)

第41条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象費用(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 500,000円

#### (交付の申請)

第42条 申請者は、補助対象工事の着手前に、条例第9条に基づき、細街路対策事業交付申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺2, 500分の1程度））
- (2) 申請者が第37条の規定に適合する者であることを証する書類（交付申請前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (3) 補助対象土地等の周辺状況図（補助対象土地等の接道状況、袋路等の立ち並びの状況及び周辺状況が分かるもの。）
- (4) 補助対象土地等の整備計画図
- (5) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- (6) 補助対象工事の着手前の状況を示す写真（補助対象土地等の全景及び部位ごとの写真）及び当該写真の撮影位置が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による細街路対策事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第36条から前条までの規定に適合していると判断したときは、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定による細街路対策事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第36条から前条までの規定に適合していないと判断したときは、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。

4 第2項の通知を受けた申請者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下この章において「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事（以下この章において「補助事業」という。）に着手することができる。

#### (袋路等始端部整備済プレートの支給)

第43条 補助事業により後退用地が整備される場合、申請者は、前条第1項の申請に際して袋路等始端部整備済プレート（第12号様式）の支給を市長に求めることができる。

- 2 前項の申請があった場合、市長は、前条第2項の通知に際して袋路等始端部整備済プレートを認定申請者に支給するものとする。
- 3 認定申請者は、前項の規定により支給された袋路等始端部整備済プレートを袋路等始端部の整備部又はその付近に設置しなければならない。

#### (補助事業の履行期間)

第44条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6月を経過する日（当該日が交付決定通知日の属する年度の3月16日以後である場合は、当該年度の3月15日。以下この章において「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。

#### (補助事業の内容変更、休止等)

第45条 認定申請者は、補助対象工事の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、細街

路対策事業交付決定等変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。

(1) 第38条各号に掲げる補助対象工事及び第39条各号に掲げる整備等の要件に変更を生じない工事内容の変更

(2) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更

(3) その他市長が認めるもの

2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。

3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、細街路対策事業休止・廃止等報告書（第5号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### （実績報告）

第46条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに条例第18条第1項の規定による報告を市長に行わなければならない。

2 前項の報告は、細街路対策事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類（工事注文請書等）の写し

(2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）

(3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し

(4) 補助事業の施工中の状況（隠蔽部のみ）及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類

(5) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

#### （補助金の交付額の決定）

第47条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

#### （補助金の請求）

第48条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に細街路対策事業補助金請求書（第7号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

#### （概算払分の請求）

第49条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により、補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。

2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、細街路対策事業

補助金概算払請求書（第8号様式）により補助金を請求するものとする。

- 3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、細街路対策事業補助金精算書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

#### （交付の決定の取消し）

第50条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 認定申請者が第45条第1項の規定による申請を怠ったとき
  - (2) 通路の後退整備を行った場合において、整備後の後退用地を通路以外の目的で使用したとき
  - (3) この要綱の規定に違反したとき
- 2 認定申請者から第45条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかつたものとみなす。

#### （報告）

第51条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事を施工する者に、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

### 第5章 削除

第52条から第65条まで削除

### 第6章 雜則

#### （緊急避難経路表示板の支給の特例）

第66条 この要綱の施行日前に既に存する緊急避難経路又は条例に基づく補助金の交付を受けずに整備された緊急避難経路の土地等の所有者又は当該所有者の同意を得た者は、市長に対し、緊急避難経路表示板（第3号様式）の支給を求めることができる。

- 2 前項の規定により緊急避難経路表示板の支給を受けようとする者は、緊急避難経路表示板支給申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による緊急避難経路表示板支給申請書の提出があった場合において、当該支給申請書の内容を審査し、第4条及び第8条各号の規定に適合していると判断したときは、申請者に緊急避難経路表示板を支給する。
- 4 前項の規定により緊急避難経路表示板の支給を受けた者は、緊急避難経路表示板を緊急避難経路の入口又はその付近に設置しなければならない。

#### （工事施工者等）

第67条 第2章、第3章及び第4章の各章に規定する補助対象工事を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。

**(普及啓発)**

第68条 本市は、細街路対策事業の普及啓発を目的として、第11条第4項、第27条第4項及び第42条第4項に規定する補助事業の内容について、個人情報の保護に関する必要な措置を講じたうえで、公開することができる。

**(補則)**

第69条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**(京都市狭あい道路整備事業補助金交付要領の廃止)**

2 京都市細街路対策事業助成金交付要領（平成24年7月18日制定）は廃止する。

**(経過措置)**

3 この要綱の施行日前に、京都市細街路対策事業助成金交付要綱の規定に基づく交付申請をしたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**(対象区域)**

2 平成28年度において、第5章に規定する道路指定制度を活用するための測量・図面作成事業は、本市の区域のうち実施要綱第2条第1号に定める密集市街地及び北大路通、東大路通、九条通及び西大路通に囲まれた旧市街地を対象とする。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。